

# 南幌町農業振興ビジョン

(令和7年度改訂版)

(令和2年～令和11年)



南 幌 町



## 南幌町農業振興ビジョンの改訂にあたって

南幌町農業振興ビジョンは、本町の基幹産業である農業を将来にわたり持続発展させ、農業者が真に豊かさを実感できる農業の実現を目指して策定したものであり、本町における農業政策の中長期的な指針となるものです。

本ビジョンは、令和2（2020）年度から令和11（2020）年度までの10年間を計画期間としており、情勢の変化や施策の成果を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行うこととしています。

このたびの改訂は、国において「食料・農業・農村基本法」が令和6年6月に四半世紀ぶりに改正され、これに基づく新たな「食料・農業・農村基本計画」が令和7年4月に閣議決定されたほか、北海道の「第6期北海道農業・農村振興推進計画」など関連する上位計画との整合を図るとともに、直近の「南幌町農業の現状」と比較検証を行い、策定当時の方針を踏襲しつつ、現状の分析と基本方針における個別施策の見直しを行うことといたしました。

今後も、本町農業の未来を見据え、産業としての持続的発展と美しい農業景観、誇りある農村文化を後世に継承するために、多くの人たちによって本町農業を支えあうとともに、若者が職業として選択できる魅力ある農業を推進してまいります。

最後に、本ビジョンの策定にあたり、総合農政推進協議会委員をはじめ関係各位のご指導を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

令和8年3月

南幌町長 大崎 貞二

# 目 次

## 第1章 ビジョン策定方針

- 1 ビジョン策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 ビジョンの期間 . . . . . 1
- 3 ビジョンの性格 . . . . . 1

## 第2章 南幌町農業の現状

- 1 農業経営体 . . . . . 3
  - (1) 農業者
  - (2) 認定農業者
  - (3) 農地所有適格法人
  - (4) 新規就農者
- 2 農地 . . . . . 7
  - (1) 経営規模別農家
  - (2) 耕地面積
  - (3) 農地の流動化
- 3 主要作物の作付面積・収穫量 . . . . . 10
  - (1) 水稲
  - (2) 畑作物
  - (3) 野菜
  - (4) 花き
  - (5) 畜産
- 4 農業産出額 . . . . . 15

## 第3章 農業振興策

- 1 収益性の高い農業の確立 . . . . . 16
  - (1) 農産物の安定的生産の促進
  - (2) 農業生産基盤の整備推進
  - (3) 有害鳥獣による農業被害防止対策の推進

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 2   | 経営基盤の強化に向けた担い手の育成     | 18 |
|     | (1) 農業経営基盤の体質強化       |    |
|     | (2) 農業担い手の育成・確保       |    |
|     | (3) 多様な担い手の確保         |    |
| 3   | 消費者との交流と食育の推進         | 20 |
|     | (1) 農産物の販路拡大と地産地消     |    |
|     | (2) 食の安全・安心の確保        |    |
|     | (3) 「食」と「農」が連携した食育の推進 |    |
| 4   | 環境と調和した活力ある農村の構築      | 22 |
|     | (1) 環境対策の推進           |    |
|     | (2) 農村環境の総合的な整備       |    |
|     | 南幌町農業振興ビジョン体系図        | 25 |
| 第4章 | 資料編                   |    |
|     | 主な取り組みの概要             | 26 |



# 第1章 ビジョン策定方針

---



# 第1章 ビジョン策定方針

## 1 ビジョン策定の趣旨

「南幌町農業振興ビジョン」は、昭和 60（1985）年に策定した第1期南幌町農業振興計画及び平成 23（2011）年に策定した第2期南幌町農業振興計画の理念を踏襲するものです。

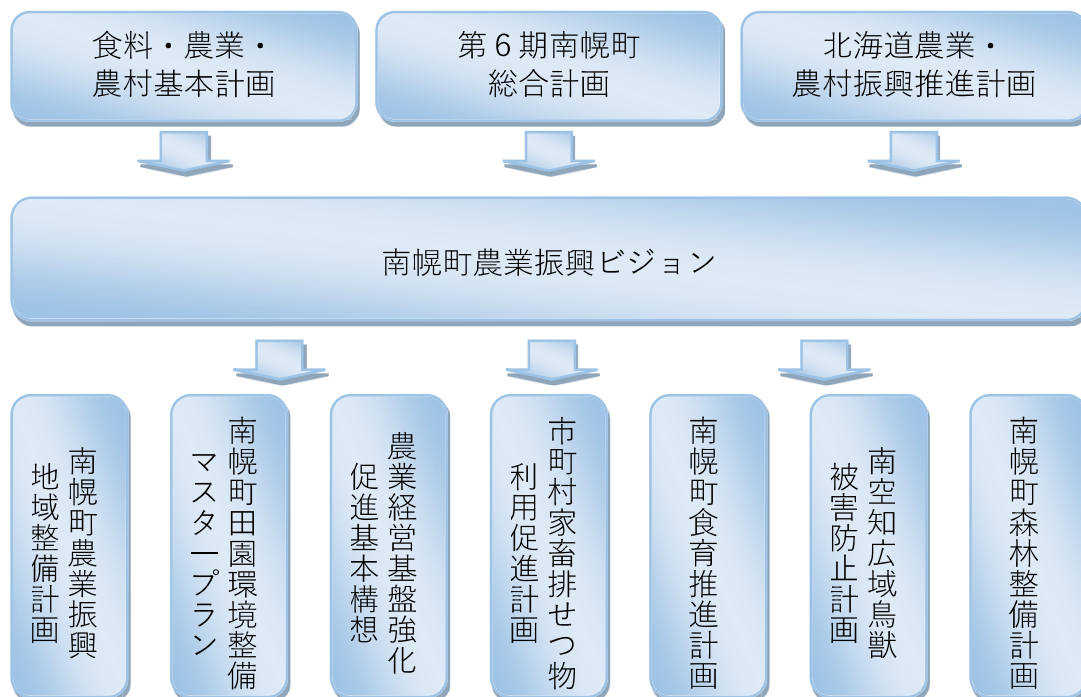
本町の基幹産業である農業を将来にわたり持続発展させるとともに、農家が真に豊かさを実感できる農業を実現するため、その指針となる「南幌町農業振興ビジョン」を策定しました。

## 2 ビジョンの期間

「南幌町農業振興ビジョン」は、本町農業に関する中長期的な指針であるという性格を踏まえ、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間の計画としますが、情勢の変化や計画の効果等を踏まえ、5年を目途に見直しを行うものとします。

## 3 ビジョンの性格

第6期南幌町総合計画を基本とし、国の「食料・農業・農村基本計画」や北海道における「北海道農業・農村振興推進計画」との整合性を図るとともに、各種農業個別計画を踏まえ、農業者・消費者・農業関係機関とともに連携して策定しています。



## 第2章 南幌町農業の現状

---



## 第2章 南幌町農業の現状

### 1 農業経営体

#### (1) 農業者

農家戸数は、平成7（1995）年に486戸だったのが、令和2（2020）年には170戸となり25年間で316戸（△65.0%）減少しています。

専業・兼業別農家戸数のうち、農家戸数全体に占める専業農家戸数の割合は、平成7（1995）年の26%に対し、平成27（2015）年では、53%と増加しており専業化が進んでいる状況です。

また、農業経営者のうち高齢者の占める割合は年々高くなっており、令和2（2020）年では、60歳以上の経営者が4割以上を占めており農業者の減少と高齢化への対応が本町農業の課題であることが伺えます。

なお、令和2（2020）年農林業センサスより一部、調査方法が見直しになり、「専業・兼業」区分は廃止されています。

#### 【農家数と農業従事者数】

| 区 分         | 平成7年<br>(1995) | 平成12年<br>(2000) | 平成17年<br>(2005) | 平成22年<br>(2010) | 平成27年<br>(2015) | 令和2年<br>(2020) |
|-------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 農家戸数        | 486戸           | 396戸            | 293戸            | 210戸            | 175戸            | 170戸           |
| 専業農家        | 125戸<br>(26%)  | 103戸<br>(26%)   | 94戸<br>(32%)    | 100戸<br>(48%)   | 92戸<br>(53%)    | -              |
| 第一種兼業<br>農家 | 319戸<br>(65%)  | 239戸<br>(60%)   | 169戸<br>(58%)   | 79戸<br>(37%)    | 71戸<br>(40%)    | -              |
| 第二種兼業<br>農家 | 42戸<br>(9%)    | 54戸<br>(14%)    | 30戸<br>(10%)    | 31戸<br>(15%)    | 12戸<br>(7%)     | -              |
| 農家人口        | 2,272人         | 1,824人          | 1,304人          | 899人            | 771人            | 627人           |
| 農業従事者数      | 1,350人         | 1,159人          | 856人            | 637人            | 475人            | 423人           |

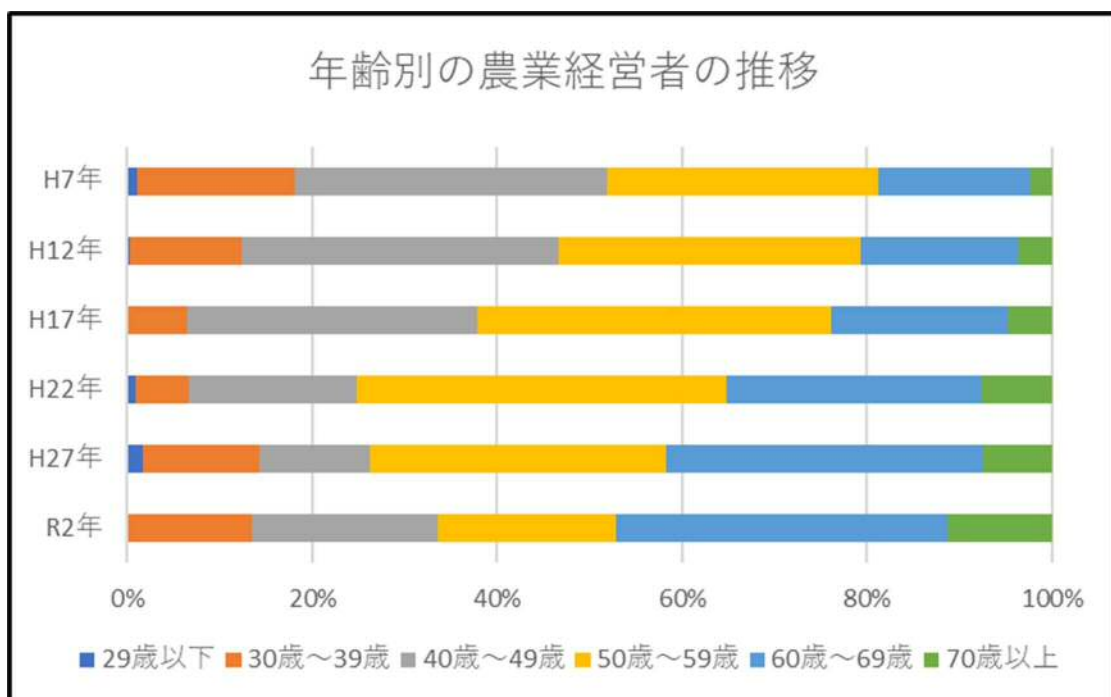
資料：農林業センサス

※2020年農林業センサスより「専業・兼業」の調査区分は廃止

【年齢別の農業経営者数】

| 区 分     | 平成7年<br>(1995) | 平成12年<br>(2000) | 平成17年<br>(2005) | 平成22年<br>(2010) | 平成27年<br>(2015) | 令和2年<br>(2020) |
|---------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 29歳以下   | 5人             | 1人              | 0人              | 2人              | 3人              | 0人             |
| 30歳～39歳 | 83人            | 48人             | 19人             | 12人             | 22人             | 23人            |
| 40歳～49歳 | 164人           | 136人            | 92人             | 38人             | 21人             | 34人            |
| 50歳～59歳 | 143人           | 129人            | 112人            | 84人             | 56人             | 33人            |
| 60歳～69歳 | 80人            | 68人             | 56人             | 58人             | 60人             | 61人            |
| 70歳以上   | 11人            | 14人             | 14人             | 16人             | 13人             | 19人            |
| 全 体     | 486人           | 396人            | 293人            | 210人            | 175人            | 170人           |

資料：農林業センサス



## (2) 認定農業者

認定農業者は、制度創設以来増加の傾向でしたが、農家戸数の減少とともに認定農業者も減少してきました。しかしながら、農家戸数全体に占める割合は増加しており、令和2（2020）年には88.8%に相当する経営体が認定を受けています。

### 【認定農業者数】

| 区 分      | 平成7年<br>(1995) | 平成12年<br>(2000) | 平成17年<br>(2005) | 平成22年<br>(2010) | 平成27年<br>(2015) | 令和2年<br>(2020) |
|----------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 個人経営体    | 7              | 241             | 165             | 142             | 149             | 136            |
| 法人経営体    | 0              | 0               | 10              | 11              | 15              | 15             |
| 全 体      | 7              | 241             | 175             | 153             | 164             | 151            |
| 農家戸数との割合 | 1.4%           | 60.9%           | 59.7%           | 72.9%           | 93.7%           | 88.8%          |

資料：産業振興課 ※担い手の農地利用集積状況調査

## (3) 農地所有適格法人

農地所有適格法人は平成13（2001）年に設立されてから年々増加し、令和5（2023）年で18法人となっています。

18法人の構成員は、令和6（2024）年で95人、1,918.2haで町の耕地面積の35.4%を占めています。

### 【農地所有適格法人数】

| 区 分              | 平成26年<br>(2014) | 平成27年<br>(2015) | 平成28年<br>(2016) | 平成29年<br>(2017) | 平成30年<br>(2018) | 令和6年<br>(2024) |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 法人数              | 15法人            | 15法人            | 15法人            | 15法人            | 15法人            | 18法人           |
| 構成員数             | 83人             | 83人             | 81人             | 79人             | 79人             | 95人            |
| 経営面積             | 1,619.2ha       | 1,694.6ha       | 1,731.1ha       | 1,743.4ha       | 1,730.7ha       | 1,918.2ha      |
| 本町耕地面積<br>に占める割合 | 29.6%           | 31.0%           | 31.7%           | 31.9%           | 31.7%           | 35.40%         |

資料：農業委員会

#### (4) 新規就農者

平成 28 (2016) 年度から新規就農者に対する支援制度を開始するとともに、受け入れ環境の充実を図り、新規就農者の育成・確保に努めています。

近年の新規就農者数は、年間平均3、4人就農しており、Uターン者をはじめ新規学卒者なども多い状況です。

##### 【新規就農者数】

| 区 分   | 平成 26 年<br>(2014) | 平成 27 年<br>(2015) | 平成 28 年<br>(2016) | 平成 29 年<br>(2017) | 平成 30 年<br>(2018) | 令和 6 年<br>(2024) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 新規学卒者 | 1人                | 0人                | 0人                | 3人                | 2人                | 1人               |
| Uターン  | 1人                | 2人                | 0人                | 1人                | 2人                | 3人               |
| 新規参入者 | 3人                | 2人                | 1人                | 0人                | 0人                | 2人               |
| 計     | 5人                | 4人                | 1人                | 4人                | 4人                | 6人               |

資料：産業振興課、JAなんぼろ

## 2 農地

### (1) 経営規模別農家

これまで経営規模別で10haから20haの経営規模が主流でしたが、令和6(2024年)では、50ha以上の経営規模の戸数が、35戸(24%)と主流となっており経営耕地面積の大規模化が進んでいます。

#### 【経営規模別農家数】

| 区 分     |    | 平成26年<br>(2014) | 平成27年<br>(2015) | 平成28年<br>(2016) | 平成29年<br>(2017) | 平成30年<br>(2018) | 令和6年<br>(2024) |
|---------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 5ha未満   | 戸数 | 15戸             | 17戸             | 18戸             | 20戸             | 20戸             | 18戸            |
|         | 比率 | 8%              | 10%             | 10%             | 12%             | 12%             | 12%            |
| 5～10ha  | 戸数 | 25戸             | 25戸             | 25戸             | 26戸             | 22戸             | 12戸            |
|         | 比率 | 14%             | 14%             | 14%             | 15%             | 13%             | 8%             |
| 10～20ha | 戸数 | 49戸             | 44戸             | 41戸             | 38戸             | 39戸             | 27戸            |
|         | 比率 | 27%             | 24%             | 23%             | 22%             | 22%             | 19%            |
| 20～30ha | 戸数 | 30戸             | 30戸             | 31戸             | 31戸             | 29戸             | 22戸            |
|         | 比率 | 17%             | 17%             | 18%             | 18%             | 17%             | 15%            |
| 30～50ha | 戸数 | 34戸             | 35戸             | 34戸             | 32戸             | 37戸             | 32戸            |
|         | 比率 | 19%             | 20%             | 20%             | 18%             | 21%             | 22%            |
| 50ha以上  | 戸数 | 26戸             | 26戸             | 26戸             | 26戸             | 26戸             | 35戸            |
|         | 比率 | 15%             | 15%             | 15%             | 15%             | 15%             | 24%            |

資料：農業委員会業務概要

## 【1戸当りの平均経営面積】

| 区 分 | 平成 26 年<br>(2014) | 平成 27 年<br>(2015) | 平成 28 年<br>(2016) | 平成 29 年<br>(2017) | 平成 30 年<br>(2018) | 令和 6 年<br>(2024) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 個 人 | 22.2ha            | 22.5ha            | 22.5ha            | 22.9ha            | 23.0ha            | 27.2ha           |
| 法 人 | 112.6ha           | 113.0ha           | 115.2ha           | 116.3ha           | 116.0ha           | 108.1ha          |
| 全 体 | 29.7ha            | 29.8ha            | 30.5ha            | 31.0ha            | 30.9ha            | 37.2ha           |

資料：農業委員会業務概要

## (2) 耕地面積

令和 6 (2024) 年の耕地面積は、5,415ha でほぼ横ばい傾向となっています。

地目別では田が 5,182ha (95.7%) で水田が大部分を占めています。

## 【耕地面積】

| 区 分   | 平成 26 年<br>(2014) | 平成 27 年<br>(2015) | 平成 28 年<br>(2016) | 平成 29 年<br>(2017) | 平成 30 年<br>(2018) | 令和 6 年<br>(2024) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 田     | 5,221ha           | 5,214ha           | 5,213ha           | 5,213ha           | 5,210ha           | 5,182ha          |
| 普通畑   | 245ha             | 239ha             | 240ha             | 240ha             | 237ha             | 233ha            |
| 採草放牧地 | 1ha               | 1ha               | 0ha               | 0ha               | 0ha               | 0ha              |
| 農用地計  | 5,467ha           | 5,454ha           | 5,453ha           | 5,453ha           | 5,447ha           | 5,415ha          |
| その他   | 2,669ha           | 2,682ha           | 2,683ha           | 2,683ha           | 2,689ha           | 2,721ha          |

資料：農業委員会業務概要 ※南幌町の総面積は 8,136ha。その他は宅地、山林等。

### (3) 農地の流動化

権利移動は、農地法第3条や農業経営基盤強化促進法による所有権移転・利用権設定があります。

農地の流動化は、令和6（2024）年においては、93件、673.3haの流動化がありました。権利移動は、農業経営基盤強化促進法によるものが多く、令和6（2024）年では全体の9割以上を占めています。

#### 【農地の流動化】

| 区 分     |            |    | 平成26年<br>(2014) | 平成27年<br>(2015) | 平成28年<br>(2016) | 平成29年<br>(2017) | 平成30年<br>(2018) | 令和6年<br>(2024) |
|---------|------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 農地法第3条  | 所有権<br>移 転 | 件数 | 5件              | 2件              | 6件              | 7件              | 9件              | 5件             |
|         |            | 面積 | 15.1ha          | 0.4ha           | 36.8ha          | 25.8ha          | 0.9ha           | 12.5ha         |
|         | 利用権<br>設 定 | 件数 | 5件              | 5件              | 0件              | 4件              | 4件              | 2件             |
|         |            | 面積 | 128.5ha         | 84.1ha          | 0.0ha           | 105.1ha         | 66.2ha          | 47.8ha         |
| 基盤強化促進法 | 所有権<br>移 転 | 件数 | 27件             | 23件             | 33件             | 27件             | 26件             | 19件            |
|         |            | 面積 | 126.0ha         | 133.0ha         | 190.0ha         | 144.0ha         | 127.0ha         | 70ha           |
|         | 利用権<br>設 定 | 件数 | 74件             | 57件             | 56件             | 35件             | 43件             | 67件            |
|         |            | 面積 | 499.0ha         | 370.0ha         | 325.0ha         | 185.0ha         | 253.0ha         | 543.0ha        |
| 総<br>数  | 所有権<br>移 転 | 件数 | 32件             | 25件             | 39件             | 34件             | 35件             | 24件            |
|         |            | 面積 | 141.1ha         | 133.4ha         | 266.8ha         | 169.8ha         | 127.9ha         | 82.5ha         |
|         | 利用権<br>設 定 | 件数 | 79件             | 62件             | 56件             | 39件             | 47件             | 69件            |
|         |            | 面積 | 627.5ha         | 454.1ha         | 325.0ha         | 290.1ha         | 319.2ha         | 590.8ha        |

資料：農業委員会業務概要

## 【農地保有合理化事業】

| 区 分         |    | 平成 26 年<br>(2014) | 平成 27 年<br>(2015) | 平成 28 年<br>(2016) | 平成 29 年<br>(2017) | 平成 30 年<br>(2018) | 令和 6 年<br>(2024) |
|-------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 買入事業        | 件数 | 6                 | 10                | 7                 | 8                 | 11                | 4                |
|             | 面積 | 22.8ha            | 69.5ha            | 47.4ha            | 59.3ha            | 57.9ha            | 19.2ha           |
| 売渡事業        | 件数 | 15                | 10                | 24                | 14                | 10                | 7                |
|             | 面積 | 90.8ha            | 60.9ha            | 135.9ha           | 78.1ha            | 53.0ha            | 43.3ha           |
| 公 社<br>保有面積 | 件数 | 104               | 95                | 85                | 82                | 78                | 53               |
|             | 面積 | 554.1ha           | 554.2ha           | 474.4ha           | 474.5ha           | 455.1ha           | 360.2ha          |

資料：農業委員会業務概要

## 3 主要作物の作付面積・収穫量

## (1) 水稲

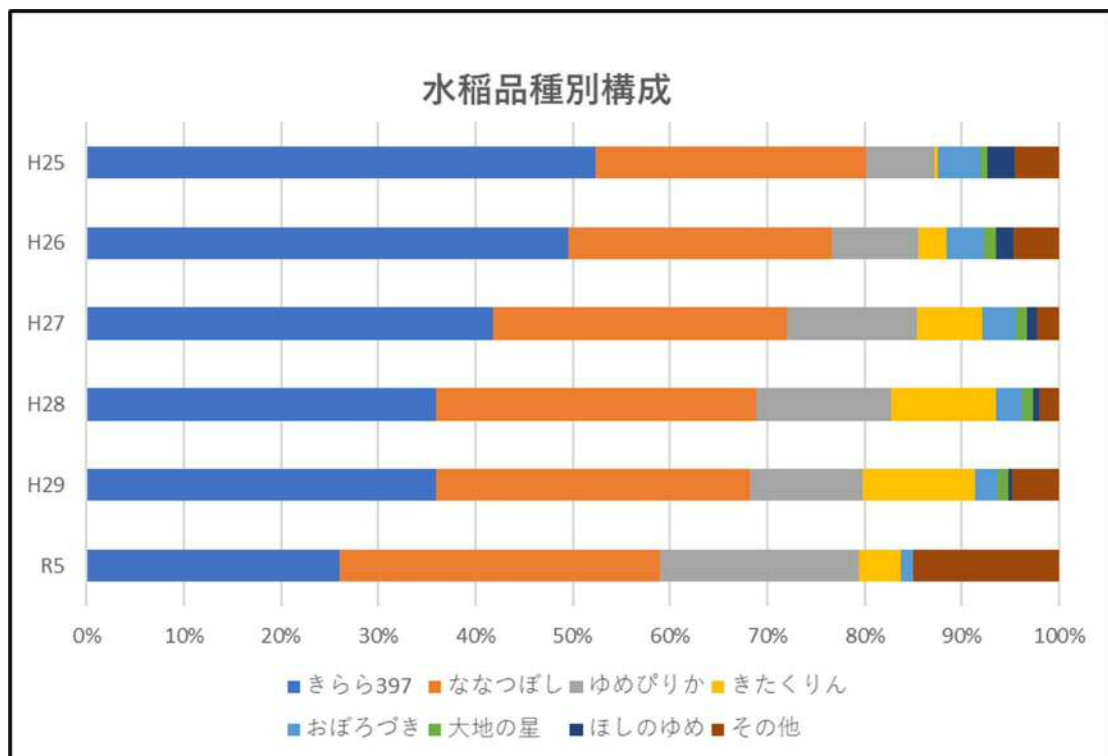
水稲の作付面積は、生産調整により年々減少している傾向にあります。品種は「きらら 397」をはじめ「ななつぼし」「ゆめぴりか」「きたくりん」などが作付けされています。

作付面積の減少に伴い、収穫量も減少傾向にあり、令和 5（2023）年度の収穫量は 9,950 トンとなっています。平成 30（2018）年からは行政による生産数量目標配分が廃止され、産地自ら需要に応じた生産に取り組むようになりました。

【水稻の現状】

| 区 分                   |        | 平成 25 年<br>(2013) | 平成 26 年<br>(2014) | 平成 27 年<br>(2015) | 平成 28 年<br>(2016) | 平成 29 年<br>(2017) | 令和 5 年<br>(2023) |
|-----------------------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 作付面積                  |        | 2,390ha           | 2,260ha           | 2,230ha           | 2,180ha           | 2,110ha           | 1,750ha          |
| 収穫量                   |        | 13,600t           | 12,500t           | 12,300t           | 12,200t           | 10,100t           | 9,950t           |
| 品<br>種<br>別<br>構<br>成 | きらら397 | 52.3%             | 49.5%             | 41.8%             | 35.9%             | 35.9%             | 26.0%            |
|                       | ななつぼし  | 27.8%             | 27.1%             | 30.2%             | 32.9%             | 32.3%             | 32.9%            |
|                       | ゆめぴりか  | 7.0%              | 8.9%              | 13.4%             | 13.9%             | 11.6%             | 20.5%            |
|                       | きたくりん  | 0.4%              | 2.9%              | 6.7%              | 10.8%             | 11.6%             | 4.3%             |
|                       | おぼろづき  | 4.3%              | 3.8%              | 3.5%              | 2.7%              | 2.2%              | 1.3%             |
|                       | 大地の星   | 0.8%              | 1.3%              | 1.1%              | 1.1%              | 1.2%              | 0.0%             |
|                       | ほしのゆめ  | 2.8%              | 1.8%              | 1.0%              | 0.7%              | 0.4%              | 0.0%             |
|                       | その他    | 4.6%              | 4.7%              | 2.3%              | 2.0%              | 4.8%              | 15.0%            |

資料：産業振興課調べ（北海道稲作調査）



## (2) 畑作物

畑作物は、水田地帯では生産調整を着実に実施するための作物として、輪作体系を基本にしながら令和5（2023）年は約2,500haの作付けが行われています。

## 【畑作物の現状】

| 区 分     |      | 平成25年<br>(2013) | 平成26年<br>(2014) | 平成27年<br>(2015) | 平成28年<br>(2016) | 平成29年<br>(2017) | 令和5年<br>(2023) |
|---------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 小麦      | 作付面積 | 1,670ha         | 1,640ha         | 1,740ha         | 1,720ha         | 1,700ha         | 1,850ha        |
|         | 収穫量  | 7,710t          | 9,250t          | 8,650t          | 8,450t          | 6,840t          | 9,780t         |
| 大豆      | 作付面積 | 400ha           | 445ha           | 485ha           | 584ha           | 634ha           | 645ha          |
|         | 収穫量  | 1,150t          | 1,230t          | 1,140t          | 1,550t          | 1,310t          | 1,850t         |
| そば      | 作付面積 | 24ha            | 26ha            | 26ha            | 43ha            | 39ha            | 0ha            |
|         | 収穫量  | 16t             | 22t             | 14t             | 22t             | 14t             | 0t             |
| てん<br>菜 | 作付面積 | 115ha           | 112ha           | 105ha           | 89ha            | 105ha           | 74ha           |
|         | 収穫量  | 6,710t          | 6,830t          | 6,540t          | 5,930t          | 6,440t          | 5,300t         |

資料：北海道農林水産統計年報

### (3) 野菜

野菜は、主に収益性の高い転作作物として位置付けされ、令和5年(2023)年で181ha作付けされており、15年前の300haと比較すると減少傾向にあります。

今後は、消費者ニーズに即応した安全で良質な野菜の安定供給と契約栽培などの販売方法も取り入れる必要があります。

#### 【野菜の現状】

| 区 分     | 平成25年<br>(2013) | 平成26年<br>(2014) | 平成27年<br>(2015) | 平成28年<br>(2016) | 平成29年<br>(2017) | 令和5年<br>(2023) |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| キャベツ    | 45ha            | 50ha            | 48ha            | 42ha            | 50ha            | 28ha           |
| ねぎ      | 65ha            | 56ha            | 57ha            | 57ha            | 54ha            | 41ha           |
| 玉ねぎ     | 18ha            | 16ha            | 17ha            | 18ha            | 19ha            | 24ha           |
| トマト     | 6ha             | 6ha             | 6ha             | 5ha             | 3ha             | 2ha            |
| ピーマン    | 6ha             | 6ha             | 4ha             | 4ha             | 3ha             | 2ha            |
| アスパラ    | 4ha             | 3ha             | 4ha             | 3ha             | 3ha             | 1ha            |
| ブロッコリー  | 42ha            | 42ha            | 36ha            | 36ha            | 36ha            | 28ha           |
| スイートコーン | 39ha            | 44ha            | 50ha            | 44ha            | 44ha            | 37ha           |
| かぼちゃ    | 17ha            | 15ha            | 15ha            | 13ha            | 13ha            | 7ha            |
| その他     | 14ha            | 15ha            | 13ha            | 25ha            | 15ha            | 11ha           |

資料：北海道農林水産統計年報

### (4) 花き

花きは、スターチスを中心に、令和5(2023)年で109a栽培されています。

今後も需要動向に即した良質な生産を行うため、計画的な品目・品種の選定が必要になります。

## 【花きの現状】

| 区 分     | 平成 25 年<br>(2013) | 平成 26 年<br>(2014) | 平成 27 年<br>(2015) | 平成 28 年<br>(2016) | 平成 29 年<br>(2017) | 令和 5 年<br>(2023) |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| キク      | 0a                | 0a                | 0a                | 10a               | 9a                | 0a               |
| スターチス   | 28a               | 41a               | 26a               | 101a              | 62a               | 108a             |
| トルコギキョウ | 40a               | 35a               | 55a               | 25a               | 7a                | 1a               |
| デルフィニウム | 30a               | 14a               | 6a                | 5a                | 1a                | 0a               |
| ブプレウラム  | 2a                | 2a                | 1a                | 2a                | 0a                | 0a               |
| カーネーション | 5a                | 8a                | 2a                | 6a                | 1a                | 0a               |
| その他     | 20a               | 25a               | 46a               | 19a               | 91a               | 0a               |
| 計       | 125a              | 125a              | 136a              | 168a              | 171a              | 109a             |

資料：花き産業振興総合調査

## (5) 畜産

主要家畜の飼養頭羽数は、令和 5（2023）年で、乳牛 83 頭、養鶏 225 羽となっており、ともに減少傾向です。

今後も耕種農家との連携により、ほ場副産物や家畜排せつ物を有効活用する取り組みが必要になります。

## 【畜産の現状】

| 区 分 | 平成 25 年<br>(2013) | 平成 26 年<br>(2014) | 平成 27 年<br>(2015) | 平成 28 年<br>(2016) | 平成 29 年<br>(2017) | 令和 5 年<br>(2023) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 乳牛  | 169               | 146               | 131               | 163               | 130               | 83               |
| 養鶏  | 1,061             | 1,045             | 1,046             | 1,042             | 1,048             | 225              |
| 馬   | 26                | 28                | 24                | 28                | 26                | 32               |
| その他 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 4                 | 0                |

資料：産業振興課調べ

#### 4 農業産出額

農業生産額は、令和5（2023）年で423千万円となっています。

その内訳は、米が211千万円、麦類が54千万円、野菜が106千万円で、麦類が増加傾向にあります。また、畜産物については7千万円と横ばいとなっています。

##### 【農業産出額】

|       |          | 平成26年<br>(2014) | 平成27年<br>(2015) | 平成28年<br>(2016) | 平成29年<br>(2017) | 令和5年<br>(2023) |
|-------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 農業産出額 |          | 425千万円          | 451千万円          | 448千万円          | 488千万円          | 423千万円         |
| 耕種    | 米        | 234千万円          | 238千万円          | 249千万円          | 267千万円          | 211千万円         |
|       | 麦類       | 26千万円           | 32千万円           | 26千万円           | 34千万円           | 54千万円          |
|       | 雑穀・豆・いも類 | 23千万円           | 23千万円           | 17千万円           | 28千万円           | 29千万円          |
|       | 野菜       | 124千万円          | 141千万円          | 139千万円          | 142千万円          | 106千万円         |
|       | 花き       | 5千万円            | 5千万円            | 4千万円            | 5千万円            | 6千万円           |
|       | その他      | 9千万円            | 8千万円            | 8千万円            | 7千万円            | 10千万円          |
|       | 計        | 421千万円          | 447千万円          | 443千万円          | 483千万円          | 416千万円         |
| 畜産物   |          | 4千万円            | 4千万円            | 5千万円            | 5千万円            | 7千万円           |

資料：市町村別農業産出額



## 第3章 農業振興策

---



## 第3章 農業振興策

### 1 収益性の高い農業の確立

本町農業を取り巻く状況は、農業者の高齢化や担い手不足、異常気象による農業被害、さらにはTPPやEPAなど貿易自由化の進展により、先行きが見えず不安を抱えている状況にあります。

農業生産所得の向上を目指し、さらなる生産コストの低減や付加価値の高い農畜産物の生産を行い、継続的で安定した収益性の高い農業経営の展開を図る必要があります。

#### 《課題》

- 多くの生産者が、土地利用型農業を中心とした経営を展開しており、安定した所得確保と転作田による病害虫等の連作障害を回避するためにも、水稻を中心とした輪作体系を維持する必要があります。
- 農作物の生産性・品質の向上による安定的な農業経営の確立を図るためには、計画的な区画整備などの基盤整備を行う必要があります。
- スマート農業の普及促進に向けて、導入効果を生産者に対し周知し、理解を求めていく必要があります。
- エゾシカ・アライグマ・キツネ等の有害鳥獣による農作物の被害が深刻化しています。

#### 《今後の方向性》

##### (1) 農産物の安定的生産の促進

###### 【水田】

- 水稻を中心とした輪作体系確立への取り組みを推進します。
- 売れる米づくりに向けた高品質・良食味米の安定生産を推進します。
- 環境保全型農業(イエスクリーン)の取り組みによる米づくりを推進します。
- 省力化や規模拡大に対応できる水稻直播栽培技術等の定着を推進します。

###### 【畑作】

- 需要に即した安全で高品質な畑作物の安定的・計画的生産を推進します。

- 耐病性・収量性などに優れた品種の導入を推進します。
- 地域条件に適応した栽培技術の普及による複合経営の安定化を推進します。

#### 【野菜・花き】

- 野菜・花きは、収益性の高い輪作作物として高品質な農産物の安定生産の取り組みを推進します。
- 需給状況を踏まえ、消費者ニーズに沿った品目・品種の導入による安定した産地づくりを推進します。

#### 【酪農・畜産】

- 耕種農家との連携を深め、圃場副産物や家畜排せつ物の有効活用と堆肥の還元による生産コストの低減と循環型農業を推進します。
- 良質で安全な畜産物の安定供給や低コスト生産を推進します。
- 家畜伝染病の発生予防と蔓延防止のための検査や監視の徹底を図り、的確かつ効率的な家畜衛生対策を推進します。

#### (2) 農業生産基盤の整備推進

- 土地利用型農業の確立を目指して必要な生産基盤整備を計画的に行い、経営基盤の強化を促進します。
- 土地改良施設の計画的整備と維持管理を推進します。
- 農産物の流通や農村環境の改善を図るため、基幹農道の計画的整備を促進します。
- 圃場の排水対策の改善を図るため、基幹排水路の計画的整備を促進します。
- 環境に調和した持続的農業を推進するため、国・道に農業農村整備事業の農家負担軽減を求めています。
- 担い手の経営規模拡大等に向けた、圃場の大区画化や排水機能の改善を進めるとともに、ICT（情報通信技術）を活用した生産体制の高度化と、効率的な農作業の実施体制に向けた取り組みを推進します。

#### (3) 有害鳥獣による農業被害防止対策の推進

- エゾシカ・アライグマ・キツネ等の有害鳥獣による農作物被害が出ていることから、北海道猟友会栗山支部南幌部会や関係機関・団体等との連携による被害防止に向けた取り組みを推進します。

## 《主な取り組み》

- ◆農業振興補助金交付事業
  - ❖農業振興補助金交付事業（町）
- ◆道営経営体育成基盤整備事業
  - ❖道営経営体育成基盤整備事業（道・町）
- ◆農業経営高度化促進事業
  - ❖農業経営高度化促進事業（国・道・町）
- ◆スマート農業推進事業
  - ❖RTK基地局運営事業（町） 令和5年度で事業完了
- ◆その他
  - ❖経営所得安定対策等推進事業（国・道・町）
  - ❖耕地利用高度化推進事業（国・道・町）
  - ❖有害鳥獣対策事業（町）
  - ❖農業気象情報システム管理事業（町）
  - ❖家畜伝染病自衛防疫推進事業（町）

## 2 経営基盤の強化に向けた担い手の育成

本町の農業従事者は、高齢化や担い手不足により、減少が進んでいます。

農村地域の生産基盤や環境を守り持続可能な力強い農業を実現するためには、担い手の育成・確保が必要です。

## 《課題》

- 農家戸数や農業従事者の減少による担い手不足に対応するためには、農業後継者となる新規学卒者やUターン者、新規参入者、さらには認定農業者や農地所有適格法人など多様な担い手の育成・確保が必要です。
- 農業従事者の高齢化や労働力不足に対応するため、機械等の共同利用の促進、地域の農地所有適格法人等への作業委託による効率化が必要です。
- 個々の創意工夫による多様な農業経営や地域づくりで重要な役割を果たす女性農業者の能力を生かす取り組みが必要です。

## 《今後の方向性》

## (1) 農業経営基盤の体質強化

- 効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、農協・農業改良普及センターとの連携による新技術の導入など、経営指導体制の強化を図ります。
- ゆとりある農業経営の実現や農作業の効率化と機械投資の低減のため、機械等の共同利用、地域の農地所有適格法人等への作業委託の活用を促進します。
- 経営規模の拡大や資本装備に必要な投資など、経営の体質強化に向けた長期・低利な制度資金の効果的な活用を促進します。
- 優良農地の確保とその有効活用を促進するため、農地中間管理事業等を利用し「南幌町地域計画」による地域の中心となる経営体や認定農業者など意欲ある担い手への農地の利用集積を進めます。

## (2) 農業担い手の育成・確保

- 農業後継者となる新規学卒者、Uターン者や新規参入者の就農に向けた受け入れを推進するとともに、農業知識や技術習得する研修などの就農準備や、就農後の経営安定に向けた支援などを行い、新規就農対策の充実を図ります。
- 農業後継者の育成を図るため、青年農業者等の活動に対する支援の充実を図ります。

## (3) 多様な担い手の確保

- 農村女性が能力を発揮できるよう、女性の社会参画や経営参画に向けた意識啓発や環境づくりを推進します。
- 高齢農業者の有する知識・経験や技術を生かすことができる活動等を支援します。
- 農業後継者のパートナーの確保を図るため、農業関係団体との連携により婚活事業を推進します。
- 障がい者などの就労機会の提供と生産者にとっての課題である人手不足を解消するため、農福連携を推進します。

## 《主な取り組み》

- ◆農業制度資金利子補給事業
  - ◆農業制度資金利子補給事業（道・町）

- ◆担い手育成対策事業
  - ❖強い農業・担い手づくり総合支援交付金（国・道・町）
  - ❖4Hクラブ活動支援（町）
  - ❖グリーン未来塾（町）
  - ❖農婚塾（町）
- ◆新規就農支援事業
  - ❖農業次世代人材投資事業（国・道・町）
  - ❖新規就農者支援住宅貸付事業（町）
  - ❖新規就農者招致サポート事業（町）
- ◆ふるさと就農促進給付金事業 令和6年度で事業完了
  - ❖ふるさと就農促進給付金事業（町）
- ◆担い手育成対策奨励事業 令和4年度より事業開始
  - ❖担い手育成対策奨励事業（町）

### 3 消費者との交流と食育の推進

近年における健康志向の高まりなど「食」に関する関心が高まっています。

安全・安心でクリーンな農畜産物の生産を行うため農業者の意識を高めるとともに、消費者が求める農産物の安全性に基づいた制度の普及、推進に取り組む必要があります。

#### 《課題》

- 町民や札幌圏の消費者に南幌産農産物の多様化と新鮮さをアピールするとともに、農業・農村への理解や関心を深めるため、生産者と消費者との交流を促進する必要があります。
- 地元で採れた農産物を地域で消費する取り組みなど、生産者と消費者の関わりや食と農についての理解を深める機会を提供することが必要です。
- 食の安全・安心に対する関心が高まる中、食品に対する正しい知識の普及や情報の提供などの取り組みとともに、生涯を通じて健全な食生活を営む能力を身につける「食育」を推進することが必要です。

- 農業を基幹産業とする本町では、観光・交流などの取り組み、また、移住・定住に向けた取り組みにも、農業との連携が欠かせません。農産物を使った食のもてなし、農作業体験や農村への滞在などを充実させていくために必要な連携、協力を行っていくことが必要です。

#### 《今後の方向性》

##### (1) 農産物の販路拡大と地産地消

- クリーン農業を推進し、付加価値の高い食品づくりや販路拡大を促進します。
- 地域の特性を生かした農産物を生産し、加工することにより付加価値を創出しそれを流通販売するなど6次産業化への取り組みを推進します。
- 消費者などに農業者自らが行う直接販売など、新たな販路拡大に対する取り組みを支援します。
- 札幌近郊という地理的優位性を活かし、都市住民に向けた効果的な情報発信に努め、新鮮かつ安全・安心な農産物の消流活動を推進します。
- 消費者と生産者のお互いの顔が見える地産地消の取り組みを中心に、安全・安心な地元農産物の消費拡大を推進します。
- 学校給食などに地元農産物の積極的な利用を促進します。
- 農業・農村に対する理解と関心を深めるため、本町の恵まれた自然環境など、地域情報の積極的な発信を推進します。

##### (2) 食の安全・安心の確保

- イエスクリーンやエコファーマーなど各種認証表示制度への取り組みや定着化を推進します。
- 食の安全・安心に対する関心が高まる中で、消費者ニーズを意識した良質な農畜産物の生産を目指す取り組みを推進します。
- 農産物の安全性の向上のために有効な取り組みである、みどりの食料システム戦略の導入を推進します。

##### (3) 「食」と「農」が連携した食育の推進

- 『農業がもつ「食」の素晴らしさを伝える』を基本理念に掲げ、策定された「南幌町食育推進計画」を推進します。
- 関係機関団体と連携し、児童生徒における農作業体験を通じた学習を推進し

ます。

#### 《主な取り組み》

##### ◆地産地消活動推進事業

- ❖アグリビジネス推進協議会・花仙人への支援（町）
- ❖キャベツキムチ町民還元事業（町）
- ❖農産物加工施設管理事業（町）

##### ◆都市との交流販路拡大事業

- ❖グリーンツーリズム推進事業（町）
- ❖農産物PR対策事業（町）
- ❖町外イベントへの出店（町）

##### ◆食育活動推進事業

- ❖親子農業体験塾（町）
- ❖バケツ稲づくり学習（町）
- ❖地元農産物を利用した消費拡大（町）
- ❖子育て支援米支給（町）
- ❖児童生徒を対象とした食育体験（町）
- ❖夕張太ふれあい農園運営（町）

## 4 環境と調和した活力ある農村の構築

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動や地域資源の質的向上を図る活動に対して国・道・町が一体となり支援しています。

環境や作物の生育に影響を及ぼすことが懸念されており、今後も継続して、環境保全対策への関心を高め、環境にやさしい農業の推進を図り、クリーンで安全・安心な農村地域のイメージを高めていく必要があります。

#### 《課題》

- 農業が持続的に発展していくためには、環境への負担を限りなく軽減し、より安全・安心な農産物を安定的に生産・供給し、消費者の理解と信頼を得ら

れるようなクリーンな農業を推進していくことが必要です。

- 農業系バイオマスを有効活用し、地域農業の振興と環境保全の取り組みが必要です。
- 防風保安林等の維持・保育のため、計画的な間伐や補植等を行い保全に努める必要があります。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮のための地域活動や地域資源の質的向上が必要です。

## 《今後の方向性》

### (1) 環境対策の推進

- 圃場から排出される稲わら、麦わら、籾殻は環境に配慮した有効活用を推進します。
- 家畜排せつ物を貴重な有機質資源として有効活用し、耕種農家と畜産農家との連携による循環型農業を推進します。
- 稲わらなどの農業系バイオマスをエネルギー資源等としての有効活用を図り、農業用廃プラスチックなど廃棄物の適正処理を推進します。
- 生分解性資材などの普及促進による農業用廃プラスチックの減量化を推進します。

### (2) 農村環境の総合的な整備

- 道路網や排水など居住環境について、生産基盤と一体的な整備を推進します。
- 農業用水を活用した親水環境や防火用水としての機能整備など、農業資源の活用による地域環境の整備を推進します。
- 各地域活動組織を中心に、農村地域における農業施設や農村景観の保全活動を実践することで持続可能な農村づくりを推進します。
- 環境への負担を軽減し、消費者に信頼される安全・安心な農作物を生産・供給する農業者を支援します。
- 防風保安林等の機能維持のため、南空知森林組合から技術的支援や専門知識の供与を受け、植樹・間伐・保育等の適正な整備や維持管理を推進します。
- 農業集落排水や合併処理浄化槽により、農村地域の生活排水対策を推進します。

《主な取り組み》

- ◆多面的機能支払交付金事業
  - ❖多面的機能支払交付金事業（国・道・町）
- ◆環境保全型農業直接支援交付金事業
  - ❖環境保全型農業直接支援交付金事業（国・道・町）
- ◆その他
  - ❖耕地防風林事業（町）

## 南幌町農業振興ビジョン体系図

| 基本方針                | 基本施策                 | 推進事業  | 個別事業  |                  |
|---------------------|----------------------|---|---|------------------|
| 1 収益性の高い農業の確立       | ① 農産物の安定的生産の促進       | (1) 農業振興補助金交付事業<br>(2) 道営経営体育成基盤整備事業<br>(3) 農業経営高度化促進事業<br>(4) スマート農業推進事業 | 農業振興補助金交付事業<br>道営経営体育成基盤整備事業<br>農業経営高度化促進事業<br>R T K 基地局運営事業<br>※令和5年度で事業完了         |                  |
|                     | ② 農業生産基盤の整備推進        | (5) その他   | 経営所得安定対策等推進事業<br>耕地利用高度化推進事業  |                  |
|                     | ③ 有害鳥獣による農業被害防止対策の推進 |   | 有害鳥獣対策事業<br>農業気象情報システム管理事業<br>家畜伝染病自衛防疫推進事業   |                  |
| 2 経営基盤の強化に向けた担い手の育成 | ① 農業経営基盤の体質強化        | (1) 農業制度資金利子補給事業  | 農業制度資金利子補給事業<br>強い農業・担い手づくり総合支援交付金  |                  |
|                     | ② 農業担い手の育成・確保        | (2) 担い手育成対策事業   | 4 H クラブ活動支援<br>グリーン未来塾<br>農婚塾   |                  |
|                     | ③ 多様な担い手の確保          | (3) 新規就農支援事業  | 農業次世代人材投資事業<br>新規就農者支援住宅貸付事業<br>新規就農者招致サポート事業                                       |                  |
|                     |                      | (4) ふるさと就農促進給付金事業   | ふるさと就農促進給付金事業<br>※令和6年度で事業完了  |                  |
|                     |                      | (5) 担い手育成対策奨励事業   | 担い手育成対策奨励事業<br>※令和4年度より事業開始   |                  |
| 3 消費者との交流と食育の推進     | ① 農産物の販路拡大と地産地消      | (1) 地産地消活動推進事業  | アグリビジネス推進協議会・花仙人への支援<br>キャバツキムチ町民還元事業<br>農産物加工施設管理事業                                |                  |
|                     | ② 食の安全・安心の確保         | (2) 都市との交流販路拡大事業  | グリーンツーリズム推進事業<br>農産物 P R 対策事業<br>町外イベントへの出店   |                  |
|                     | ③ 南幌町食育推進計画の推進       | (3) 食育活動推進事業  | 親子農業体験塾<br>パケツ稲づくり学習<br>地元農産物を利用した消費拡大<br>子育て支援米支給<br>児童生徒を対象とした食育体験<br>夕張太ふれあい農園運営 |                  |
|                     |                      |   | (1) 多面的機能支払交付金事業  | 多面的機能支払交付金事業     |
|                     |                      |   | (2) 環境保全型農業直接支援交付金事業  | 環境保全型農業直接支援交付金事業 |
|                     |                      |   | (3) その他   | 耕地防風林事業          |
| 4 環境と調和した活力ある農村の構築  | ① 環境対策の推進            | (1) 多面的機能支払交付金事業  | 多面的機能支払交付金事業  |                  |
|                     | ② 農村環境の総合的な整備        | (2) 環境保全型農業直接支援交付金事業  | 環境保全型農業直接支援交付金事業  |                  |

## 第4章 資料編

---



## 主な取り組みの概要

### 1 収益性の高い農業の確立

#### 【農業振興補助金交付事業】

##### ◆農業振興補助金交付事業

南幌町農業協同組合が実施する農業振興対策事業のうち、町・農協が協議し重点項目とした取り組みに対して補助金を交付し、本町の農業振興を図る。

#### 【道営経営体育成基盤整備事業】

##### ◆道営経営体育成基盤整備事業

圃場の規模拡大と生産性の向上を図り、担い手農家の経営基盤強化のため、農業用排水施設、区画整理、暗渠排水の整備を行う。

#### 【農業経営高度化促進事業】

##### ◆農業経営高度化促進事業

農業者が必要な農地基盤整備を行うことで、生産コストの削減、生産性の向上を図る。

#### 【スマート農業推進事業】

##### ◆R T K 基地局運営事業・・・令和5年度で事業完了

R T K 基地局を設置し、GPS機器の精度を高めることにより、各種作業が高精度で行うことが可能となり、自動操舵システムを組み合わせることで、夜間における作業や熟練していない者が搭乗して作業することが可能になる。

#### 【その他】

##### ◆経営所得安定対策等推進事業

農業再生協議会における町内生産者との生産数量目標に関する調整や種々の事務等における事業推進に資する補助金を交付する。

##### ◆耕地利用高度化推進事業

ほ場整備完了後に生じる沈下や不陸、湧水に対応するため、均平機や補助暗渠機等の補助的な共同利用機具を導入し、農地の良好な生産環境を維持する。

##### ◆有害鳥獣対策事業

本町の基幹産業である農業への有害鳥獣等による被害の防止及び軽減を目

的とし、アライグマ・キツネ・ハト・カラス等の捕獲・個体処理。

◆農業気象情報システム管理事業

気象情報など営農に係る各種情報を農業者等に提供するシステム維持管理に関する負担金。

◆家畜伝染病自衛防疫推進事業

一定の飼養頭羽数を越えた、家畜飼養者で構成する家畜伝染病自衛防疫組合に対する運営補助金を交付する。

## 2 経営基盤の強化に向けた担い手の育成

### 【農業制度資金利子補給事業】

◆農業制度資金利子補給事業

認定農業者や農業後継者等の農業資金の返済による負担を軽減することで、農地の集約化・集積化が進み、地域農業の構造改革の加速化と効率的かつ安定的な農業経営を図る。

### 【担い手育成対策事業】

◆強い農業・担い手づくり総合支援交付金

農業者が経営基盤を確立し、さらに発展するために必要な農業用機械・施設の導入を支援する。

◆4Hクラブ活動支援

地域農業の担い手としての農業技術や経営感覚の取得及びネットワーク活動を通じた仲間づくりを目指す。

◆グリーン未来塾

視察や研修などを行う中で仲間づくりをし、会員同士が情報共有をしながら知識の向上やスキルアップを図るとともに女性の社会参画を推進する。

◆農婚塾

札幌市近郊の独身女性との交流の場を設け、交流を通じて生涯のパートナー探しを行う。

### 【新規就農支援事業】

◆農業次世代人材投資事業

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する。

◆新規就農者支援住宅貸付事業

町有住宅を活用し、一定期間、農業研修生及び新規就農者の居住する住宅として貸与する。

◆新規就農者招致サポート事業

新規就農者支援住宅に居住することを条件に、農業研修生を受け入れた生産者に対し助成を行う。

【ふるさと就農促進給付金事業】・・・令和6年度で事業完了

◆ふるさと就農促進給付金事業

農業研修生及び新規就農者のうち、親元へのUターン就農や女婿が妻の実家で新規に就農開始時に研修及び就農開始初期の生活が不安定な時期に給付する。

【担い手育成対策奨励事業】・・・令和4年度より事業開始

◆担い手育成対策奨励事業

次世代の農業を担う新規就農者を確保し、農業後継者の育成を図るため、経営開始時の支度金を支給する。

### 3 消費者との交流と食育の推進

【地産地消活動推進事業】

◆アグリビジネス推進協議会・花仙人への支援

アグリビジネス推進協議会が主催する「朝市」「移動直売会」や花仙人の「花市」などの活動に対して支援を行う。

◆キャベツキムチ町民還元事業

町民に対して、本町の特産品であるキャベツキムチを安価で提供し、地元農産加工品の理解を深めるとともに、南幌産キャベツの振興を図る。

◆農産物加工施設管理事業

農産物加工施設の指定管理業務及び施設の維持管理。

### 【都市との交流販路拡大事業】

#### ◆グリーンツーリズム推進事業

都市住民が本町を訪れ、農業体験等ふれあえる交流活動の促進を図る。

#### ◆農産物PR対策事業

札幌ドームでの日本ハムファイターズ主催試合において、農産物PR活動を通じて都市住民に対し販路拡大を図る。

#### ◆町外イベント出店

町外で開催される農産物に関連するイベント出店を通じて、都市住民に対して農産物のPRを行う。

### 【食育活動推進事業】

#### ◆親子農業体験塾

親子での収穫体験や地元農産物を使った料理教室などを通じて、家庭で農業に対する理解を深めるとともに、子どもの食育について関心を高める。

#### ◆バケツ稲づくり学習

小学校の授業において、米づくり体験を通じて、稲作文化を学ぶとともに豊かな感性を養う。

#### ◆地元農産物を利用した消費拡大

食育関係部署との連携のもと地域の食や農産物に関心をもち、地域色の濃い南幌らしい食文化の継承を推進する。

#### ◆子育て支援米支給

中学生までの子どもがいる世帯に対し、1人10kgの「本町産米」を支給し、子育てを支援するとともに、家庭においてお米に対する理解を深める。

#### ◆児童生徒を対象とした食育体験

教育・保健・農政など庁内各部門において、食育事業を展開している部門間連携により、食育事業の充実を図り、低年齢時から「食」に対する関心を深める。

#### ◆夕張太ふれあい農園運営

非農家の住民に農地を貸付し、土とのふれあいと地域住民との交流を図る。

## 4 環境と調和した活力ある農村の構築

### 【多面的機能支払交付金事業】

#### ◆多面的機能支払交付金事業

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、地域の共同活動に対して、国・道・町が一体的に支援する。

### 【環境保全型農業直接支援交付金事業】

#### ◆環境保全型農業直接支援交付金事業

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取り組みとあわせて、有機農業や緑肥・堆肥の施肥などを行う営農活動に対し補助する。

### 【その他】

#### ◆耕地防風林事業

農業における防風対策としての役割を担う防風林の維持、管理を図るとともに防風林の景観保全に努める。





## 南幌町農業振興ビジョン（令和7度改訂版）

令和8年3月策定

発行 南幌町  
編集 南幌町産業振興課農政係  
〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号  
TEL 011-378-2121 FAX 011-378-2131  
URL <http://www.town.nanporo.hokkaido.jp>  
E-mail [nousei@town.nanporo.hokkaido.jp](mailto:nousei@town.nanporo.hokkaido.jp)